

お知らせ
戦没者などのご遺族の皆
さんへ 第10回特別弔慰
金が支給されます

▼特別弔慰金の趣旨

戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▼支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- (4)右記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族

（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りま

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期限

平成30年4月2日(月)

■請求窓口・問い合わせ

- ほけん福祉課
- (すこやかセンター伊野内)
- ☎893-3810
- 吾北総合支所住民福祉課
- ☎867-2300
- 本川総合支所住民福祉課
- ☎869-2114



お知らせ
平成29年度固定資産税
(家屋・土地) について

▼家屋の取り壊し及び、未登記家屋の売買について

固定資産税（家屋）は、毎年1月1日時点の所有者に課せられます。

家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいただかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、翌年度の固定資産税（家屋）は課税されることとなりますので、ご注意ください。

なお、建て替え目的以外で住宅を取り壊された場合は、その敷地（宅地）の固定資産税について、住宅用地特例措置（200平方メートルまでの土地について課税標準額を価格の6分の1の額とし、200平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の3分の1の額とする措置）がなくなり、非住宅用地（課税標準額は原則として価格の10分の7）として課税されることとなります。

▼住宅用地(宅地)の課税標準額について

住宅用地につきましては、課税標準額の据置特例が廃止されており、住宅用地特例措置（200平方メートル以内の土地について課税標準額を価格の6分の1の額とし、200平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の3分の1の額とする措置）の額に到達していない土地の課税標準額は、到達するまで毎年5パーセント上昇します。

▼土地の現況地目の変更について

固定資産税（土地）は、毎年1月1日時点の土地の状況によって課税されます。現況地目に変更があった場合は、調査が必要となりますので12月22日(木)までに申し出てください。

■問い合わせ

- 町民課
- ☎893-1117



お知らせ
平成29年度償却資産の申告について

▼申告していただく方

町内に事業用償却資産を所有している方（法人・個人などの別は問いません。）は、毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の規定により申告しなければなりません。

※業種別の課税対象資産の例示は別表参照

▼申告方法

(1)平成28年度の申告をされた方↓平成28年12月中旬に申告の案内などを各事業所に送付します。

(2)平成29年度初めて申告をされる方↓申告書などの送付先を町民課又は各総合支所住民福祉課までご連絡ください。

▼申告期限

平成29年度償却資産の申告期限は1月31日(火)ですが、事務処理の都合上1月20日(金)までに申告ください。また、協力をお願いします。

▼償却資産の申告とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のた